

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-3 グレース竹和武番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



記帳確認・不明な点の ご相談は11月末までに！

本年も早いもので残り3か月となりました。会員の皆様におかれましては帳簿の記帳は順調にお進みでしょうか。

来年度の確定申告に向けて記帳確認・不明な点の解消など備えることは重要です。特に本年10万円以上の資産の購入（支払い）をされた方は減価償却の対象となることが考えられます。該当の資産（車、機械、建物、工事など）を買い替え又は新たに購入（支払い）をされた方は、購入明細（契約書等）資料をご用意の上、混雑する確定申告指導会時ではなく、必ず11月末までにお越しください。

その他、記帳の仕方をはじめ次のような方も、関係資料をご持参の上、11月末までにお越しください。

- ・会計ソフト「ブルーリターンA」の入力の仕方が分からない方
- ・合計残高試算表が合わない方
- ・消費税（インボイス）に対応した記帳について不安のある方
- ・青色申告決算書の作成方法がわからない方や確定申告指導会に2回以上ご来所した方
- ・今年初めて青色申告をする方、新しく入会された方
- ・不明な取引がある方

確定申告指導会では記帳指導は行いませんので、記帳をはじめ、ご不明な点は今のうちに解消しましょう！



入会をお考えの方をご紹介します！

ご近所、お知り合いで最近開業した方、記帳・申告でお悩みの方等いらっしゃいましたら是非青色申告会をご紹介しますようお願いいたします。ご紹介いただいた方がご入会されたらご紹介者にQ.U.Oカード1,000円プレゼント!!
(短期で退会される会員は除く)



神奈川県の あおいろ優待サービス

抽選で5名様！

第10弾 縄文天然温泉 志楽の湯ペア入館券が当たる！
【応募期間】2025年9月3日（水）～12月31日（水）まで

神奈川県青色申告会連合会が運営している「あおいろ優待サービス」では、現在、「縄文天然温泉 志楽の湯」ペア入館券のプレゼント企画を実施しています。

今回も青色申告会の会員様以外の非会員の方もご応募いただけます！
LINE公式アカウントの友だち登録をして専用の申込みフォームに必要事項を入力して送信するだけで申込みできます。

皆様からのたくさんのご応募をお待ちしています♪

詳細はHPをチェック！



所得税の基礎控除の見直しなどについて

令和7年度税制改正のおもな項目

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。（個人住民税は令和7年中の所得に課税される令和8年分から適用）
このため、令和7年12月に行う年末調整や令和7年12月以降の確定申告等に変更が生じます。

1. 基礎控除の見直し（個人住民税は改正されません）

合計所得金額 2,350 万円以下の居住者は、所得税の基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額	所得税の基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以後
132 万円以下	48 万円	95 万円	
132 万円超 336 万円以下		88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下		68 万円	
489 万円超 655 万円以下		63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下		58 万円	

※1 合計所得金額が 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※2 個人住民税の基礎控除額の見直しはありません。従来と同じ最高 43 万円です。

2. 給与所得控除の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与等の収入金額が 190 万円以下の方は、給与所得控除額が引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	収入金額×40%－10 万円	
180 万円超 190 万円以下	収入金額×30%＋8 万円	

※1 給与等の収入金額が 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

※2 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

3. 扶養親族等の所得要件の改正（個人住民税も同様に改正されます）

基礎控除額の引き上げにより、次のとおり扶養親族等の所得要件が見直されました。

扶養親族等の区分	所得要件（合計所得金額など）	
	改正前	改正後
扶養親族	48 万円以下	58 万円以下
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子（注）		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下	58 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下	85 万円以下

（注）ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額になります。

予定納税のお知らせ 第2期分納付期限は12月1日（月）まで

税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載された第2期分の金額が納税額となります。第2期分は令和7年11月1日（土）から令和7年12月1日（月）までに、納めることになっています。また振替納税をご利用の方の第2期分は令和7年12月1日（月）に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。第2期分の減額申請をする場合は、令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください（この場合は、令和7年10月31日の現況で見積ることとなります。）。「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

4. 特定親族特別控除の創設（個人住民税も改正されます）

大学生世代の子ども等を持つ親の税負担を軽減し、アルバイトをする子ども等の就労調整問題に対応するために、特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の所得		特定親族特別控除額	
合計所得金額	収入が給与だけの場合	所得税	個人住民税
58 万円超 85 万円以下	123 万円超 150 万円以下	63 万円	45 万円
85 万円超 90 万円以下	150 万円超 155 万円以下	61 万円	
90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	51 万円	
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 165 万円以下	41 万円	
100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	31 万円	
105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円以下	21 万円	
110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円以下	11 万円	
115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円以下	6 万円	
120 万円超 123 万円以下	185 万円超 188 万円以下	3 万円	

※ 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定扶養親族として扶養控除 63 万円が適用されます。

令和 7 年分の給与所得者の源泉徴収への税制改正の適用について

令和 7 年中に支給する給与等を使う「令和 7 年分源泉徴収税額表」は、令和 6 年分と同じ内容です。年末調整において税制改正を反映した年税額を計算し、すでに源泉徴収した税額と精算します。年末調整が受けられない場合は、確定申告で精算します。

年末調整における留意事項

- ①給与の支払いを受ける人に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
- ②特定親族特別控除の適用を受けようとする給与の支払いを受ける人から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

※令和 7 年分の様式では、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」が 1 枚の用紙になっています。

※ 国税庁ホームページの特設サイト「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」（右の二次元コード）に源泉徴収事務に関する各種情報が掲載されています。



個人事業税納付期限のお知らせ

個人事業税第 2 期分

納付期限 令和 7 年 12 月 1 日(月)

県から送付される納税通知書によって、本年は、9 月 1 日(月)と 12 月 1 日(月)の 2 回に分けて納めることになっています。

—詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。—

